

大阪市奨学費対象品目一覧表

1 第1学年（当該年度中に入学した者）の生徒のみ

領収書等は今年度の入学に要したものに限りませす。

| 項目 | 具体的品目 |
|-------|--|
| 入学検定料 | 高等学校又は高等専門学校への入学検定料 複数校の検定料も可（公立私立の併願等） |
| 入学料 | 入学した高等学校又は高等専門学校の入学金 入学した学校のみ |

2 全奨学生

領収書等の購入（支払）年月日は、今年度の入学又は進級の年の2月1日から翌年1月31日までのものに限りませす。

| 項目 | 具体的品目 |
|--------------|--|
| 教科書費 | 授業で使用する教科書、副読本、ワークブック、辞典（電子辞書）等 |
| 学用品費 | 授業で使用する文房具類、上履き等（めがね、コンタクトレンズは対象外） |
| 実習材料費 | 授業で使用する体育用品（体操服、運動靴等）、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費等（部活動にかかる費用は除く） |
| 教科外活動費 | 遠足・社会見学などの行事費、宿泊を伴う行事費（ただし、修学旅行は除く）等 部活動にかかる費用は対象外 |
| 通学費 | 通学のための交通費（対象となるのは当該年度分） 定期券の写し PiTaPaについては、交通機関を利用した日付や区間がわかる利用明細が必要 通学用自転車購入費・駐輪場代等（学校から許可を受けている場合のみ） |
| 通学用品費 | 学生服、ブレザー、ネクタイ、シャツ、ブラウス、通学用かばん、通学用靴（学校指定又は学校が認めている物に限る） 水筒（弁当箱は対象外）、傘、レインコート、防寒具等 私服、靴下、肌着は対象外 |
| 学校納付金（学校徴収金） | 学年費、学級費、生徒会費、PTA会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金等 空調使用料、学校で使用するロッカー代、施設整備費（授業料相当でないもの） 学校納付金引き落としの場合は、引き落とし金額がわかる部分の通帳のコピーと学校からのお知らせ等が必要 |

「留意事項」

- ・大阪市奨学費を請求する際は、購入内容を証明するレシート・領収書等が必要です。
- ・レシート・領収書等は、品名・購入年月日・金額・購入先・宛名の記載及び領収書の領収印の漏れが無いかを必ず確認してください。
- ・領収書の内容が不明な場合は、大阪市教育委員会が購入店に問い合わせることがあります。
- ・虚偽の申請であることが判明した場合、全額支給の決定を取り消すことがあります。